

子育て世帯に対する支援について

食費などの物価高騰に直面し、影響を受けている子育て世帯への支援のために町独自で給付金の支給を実施します。

I. 養老町子育て世帯物価高騰対策給付金(町独自)

1. 支給額

児童一人当たり1万5千円

2. 対象児童

- 令和5年4月1日時点で養老町に住所がある中学3年生までの児童
- 令和5年4月2日から令和6年4月1日の間に出生し、出生時点で養老町に住所がある児童

II. 高等学校就学準備等支援金(岐阜県事業)

1. 支給額

児童一人当たり3万円

2. 対象児童

令和5年9月30日時点で養老町に住所がある中学3年生の児童

【支給対象者(I、IIともに)】

以下のいずれかに該当する人

- ①養老町児童手当・特例給付受給者(受給者、児童が町内在住の場合)
- ②①以外で、対象児童を監護する父または母(児童手当所得超過者、公務員、児童のみ町内在住など)
- ③父または母への支給が困難な場合は対象児童と生計を同じくする人※きょうだいの住所が町内で異なる場合、支給対象者は①が優先されます。

【申請方法(I、IIともに)】

支給対象者①に該当する場合

受給者に対し案内を送付しますが、原則申請不要です。
※給付金の受け取りを拒否する場合や、口座変更、受給者変更を希望する場合は届け出が必要ですので、案内文に記載されている期限内に子ども課窓口にて手続きをしてください。

支給対象者②③に該当する場合

申請が必要です。子ども課窓口、町ホームページ、子育て応援サイトよろうっこより申請書を取得のうえ、郵送または窓口にて添付書類とともに提出してください。

詳細については支給対象者①には案内にて、支給対象者②③にはホームページなどにてお知らせいたします。

第二子出産祝金に関するお知らせ

町内にお住まいで第二子以降のお子さまが生まれた世帯に対して祝金を支給します。なお詳細は、町ホームページや子育て応援サイトよろうっこをご覧ください。

1. 支給額

第二子以降の児童1人につき10万円

2. 支給対象者(以下の条件を全て満たす人)

- ①令和5年4月1日以降に第二子以降の子を出産した母またはその配偶者で、子の誕生日において町内に子と同一の住所を有する人
- ②第二子以降の子の誕生日にその子以外の児童(18歳に到達してから最初の3月31日までの児童)を養育している人

3. 申請方法

申請が必要です。子ども課窓口、町ホームページ、子育て応援サイトよろうっこより申請書を取得し、郵送か子ども課窓口へ持参いただき、添付書類とともに提出してください。

※令和5年4月1日から令和5年10月31日までに出生の子については、町より申請書を郵送します。

※町では独自事業として、第三子以降の子が産まれた世帯に対して町から祝金を支給しております。

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」実施のお知らせとお願い

「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施します。この調査は子ども・子育てに関する町民の皆さまの現状や考えを聞き、本町における子ども・子育て支援を推進するための基礎資料とすることを目的としています。

調査票が届いた際はご協力いただきますようお願いいたします。

- 調査概要
- 調査の時期 12月
- 調査対象 未就学児童・小学生の保護者、町内在住の17～18歳の人
- 調査方法 在園児・小学生の保護者は園・学校を通じて配布・回収、未就園児の保護者は郵送による配布・回収、17～18歳の方は郵送により配布し、郵送で回収もしくはインターネットによる回答

☎ 子ども課 ☎32-5078

認知症カフェに参加してみませんか

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症の人や認知症へ不安のある人、その家族、地域住民、専門職など、皆さまが気軽に参加し集える場所として「認知症カフェ」を開催します。

12月の開催日は下記のとおりです。内容などの詳細については各事業者へお問い合わせください。

開催日時および事業者

12月15日(金) 14時～16時 船戸クリニック(船附) ☎36-0070

(12月は先着15人の予約制となりますのでご注意ください)

12月17日(日) 10時～12時 デイサービスこすもす花畑(有尾) ☎33-2137

☎ 健康福祉課 ☎32-1105